

別記様式第3号(第10条関係)

一般廃棄物収集運搬業許可証

許可 第6-2号

令和6年9月25日

旭川市住吉4条2丁目8番13号

旭星クリーン株式会社 代表取締役 茂田 貴範 様

愛別町長 矢部 福二郎



令和6年8月1日付けで申請のあった一般廃棄物収集運搬業については、愛別町廃棄物の処理及び清掃に関する条例第14条第1項の規定により、これを許可する。

許可の年月日 令和 6年 9月25日

許可の有効期間 令和 8年 9月24日

1 事業の範囲

イ 事業の内容 一般廃棄物収集運搬
ロ 一般廃棄物の種類 一般廃棄物全般(家庭形、事業系、粗大ごみ、樹木)
ハ 事業区域 愛別町、上川町
ニ 一般廃棄物の処分先 愛別町外3町塵芥処理組合 富沢衛生センター

2 許可の条件 収集車両は許可証を携行すること
.....
.....

3 許可の更新、変更の状況 なし

遵 守 事 項

- (1) 許可証は他人に譲渡し、又は貸与しないこと。
- (2) 許可申請書の記載事項に変更があったときは、変更の日から10日以内に届け出ること。
- (3) 毎月5日まで前月中の一般廃棄物収集運搬状況の報告をすること。
- (4) 許可書の有効期間が満了したとき、又は事業の廃止若しくは許可を取り消されたときは、その日から10日以内に許可証を返還すること。
- (5) その他関係法令及び条例の規定を遵守すること。